

警察署協議会議事録

協議会名	令和4年第2回宮城県大和警察署協議会
開催日時	令和4年8月22日（月） 午前10時30分から 午前11時45分まで
開催場所	宮城県大和警察署 大会議室
	<p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員～遠藤つや子、荒川由美子、佐藤寛和、西垣克、板宮伸平、後藤良春、浅野よし江、佐藤佑磨 ・ 欠席委員～なし <p>2 警察署側</p> <p>署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長</p> <p>3 宮城県公安委員</p> <p>星 倫市</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

<p>議 事 概 要</p>	<p>第1 報告・協議事項</p> <p>1 管内の治安情勢について（刑事課長及び生活安全課長）</p> <p>(1) 管内の治安情勢</p> <p>○ 宮城県内の刑法犯認知件数・検挙件数（過去5年の分析）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数は毎年減少傾向であり、平成29年は、1万4,926件だったが、令和3年は9,398件まで減少した。 ・ 本年6月末現在の認知件数は4,624件で、前年同期比で87件増加している。 主な要因は、事務所荒し等の侵入窃盗の増加、インターネット利用ショッピング等の売付け詐欺の増加である。 ・ 検挙件数は平成30年の6,226件をピークに減少傾向で、本年6月末現在は2,056件、前年同期比124件減少している。 ・ 検挙率は、平成29年の35.7パーセントから、令和3年は46.8パーセントまで上昇。 本年6月末現在は44.5パーセント、前年同期比3.5ポイント増加している。 <p>○ 大和警察署管内の刑法犯認知件数・検挙件数（過去5年の分析）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数は平成29年の522件をピークに、令和3年は385件まで減少した。 ・ 本年6月末現在の認知件数は140件で、前年同期比1件減少している。 ・ 特殊詐欺は前年0件であったが、本年は既に2件発生している。 ・ 検挙件数は平成29年の136件から令和3年は、293件まで増加している 本年6月末現在は57件、前年同期比26件減少している。 ・ 検挙率は平成29年以降上昇傾向であり、平成29年は26.1パーセントだったが、令和3年は76.1パーセントまで上昇した。 本年6月末現在は40.7パーセントで、前年同期比18.2ポイント減少している。 <p>○ 今年の主な事件検挙</p>
----------------	---

- ・ 大和町地内における路上強制わいせつ事件
- ・ 大和町地内における窃盗（忍込み）事件
- ・ 大和町地内ほか関東 2 県に及ぶ連続窃盗（色情狙い）事件

(2) 特殊詐欺の現状と対策

○ 宮城県内の特殊詐欺の発生状況

- ・ 令和 3 年中の認知件数が 2 8 0 件（前年比 1 0 0 件増加）、被害金額が約 4 億 4, 0 0 0 万円（前年比約 1 億 6, 0 0 0 万円増加）であり、認知件数及び被害金額とも前年から大幅に増加し、いずれも 4 年ぶりに前年を上回る結果となった。
- ・ 本年 6 月末現在、認知件数及び被害金額ともに前年同期を上回っている。

○ 大和警察署管内の特殊詐欺の発生状況

- ・ 平成 3 0 年をピークに減少傾向で、令和 3 年は発生がなかったが、本年 6 月末現在、認知件数は 2 件、被害金額は約 2 5 0 万円に増加している。
- ・ 本年当署管内で発生した特殊詐欺 2 件の手口は還付金詐欺とキャッシュカード詐欺盗である。
- ・ 被害状況を分析すると、特殊詐欺被害の約 8 割が 6 5 歳以上の高齢者であり、高齢者に対して、被害に遭わないための予防啓発活動が重要である。

○ 特殊詐欺被害に係る予防啓発活動

- ・ 特殊詐欺被害の約 8 割が高齢者被害であることから、当署では、高齢者に対する効果的な予防啓発活動を推進している。
- ・ 年金支給日に併わせて銀行・郵便局等の金融機関において、来店者に対し、チラシを配布しながら犯人の手口の説明、A T M コーナーでの携帯電話通話の注意喚起、職員に対する高額現金引き落とし時に関する通報の協力依頼等、水際対策を実施している。
- ・ 詐欺の入口は固定電話であり、犯人からのコンタクトを避ければ被害に遭わないという発想から開発された「特殊詐欺電話の撃退装置」の普及促進活動をしている。

県では昨年に引き続き、固定電話対策の一つとして補助金交付事業を実施しており、加えて富谷市・大和町・大衡村にあっても、同様の事業を行っていることから、当署では自治体と連携しながら総合的な対策を推進して

いる。

- ・ 大和町のまほろば祭りにおいて、大型モニターを使って犯人の実際の手口を紹介したり、特殊詐欺電話の撃退装置付きの電話機を展示するなどして、多くの来場者の方に対し、特殊詐欺被害の予防啓発活動を実施した。
- ・ 実際にかかってきたオレオレ詐欺の犯人からの電話音声を映像化し、特殊詐欺被害の予防啓発活動に利用している。(映像視聴)

2 大和警察署速度取締り指針

(1) 速度取締り路線

県道大和松島線

午前6時から午後7時までの間

県道仙台三本木線

午前6時から午後7時までの間

県道塩釜吉岡線

午前6時から午後7時までの間

その他の県道

午前6時から午後7時までの間

市町村道

午前6時から午後7時までの間

(2) 指針の趣旨等の説明

この指針は交通事故発生状況等に基づき、適正な場所において速度違反の取締りを実施するため、取締り場所や時間帯をホームページで公表しており、本年4月に更新している。

今回、過去5年間の人身事故の統計を確認し、特に大きな変化が見られないことから、取締り路線等の変更はない。

午前6時から午後7時までの時間帯は、2時間ごとに、100件以上の交通事故が発生しているため、取締り時間帯を同時間に改めたほか、速度違反以外の取締りや活動として、信号無視や一時不停止に加え、横断歩行者妨害を盛り込んだ。

また、これまで怪我の程度で死亡事故、重体事故、重傷事故、軽傷事故とそれぞれ分け、「事故発生路線」という棒グラフと「路線別事故発生状況」という折れ線グラフを公開していたが、分かりやすい表示を心がけ、過去5年間の人身交通事故件数を基に発生路線や発生時間を表示した「路線別交通事故発生状況」という棒グラフと「時間別交通事故発生件数」という折れ線グラフに改めた。

運転者は「事故なんか起こさない」という気持ちで速度を

出したり、速度が出ていることに気づかずに運転するのだろうが、高速度になればなるほど制動距離は伸びるので、高速度のまま事故が発生すれば、負傷程度がより酷くなる可能性が考えられる。

速度取締りは指針のとおり、主要県道やその他の県道、市町村道で速度違反の取締りをすることによって交通事故抑止に反映されるものとする。

国道4号と国道457号は、交通量が多く取締り時間帯に速度を出すことが困難な区間が多いことから、あえて取締り路線から除外している。

ただし、現に交通事故が多く発生している路線なので、速度違反以外の取締りやパトカーによる警戒を行い、国道を走行する運転者に注意喚起や緊張感を保持してもらい、交通事故抑止につなげたい。

第2 意見・要望

○ 委員

今年、大和警察署管内で特殊詐欺が2件発生しているとのことだが、被害者は高齢者か。

● 生活安全課長

特殊詐欺の被害者は二人とも高齢者である。

○ 委員

実際のオレオレ詐欺の犯人からの電話を映像化したものを視聴したが、実際に聞くと手口がよく分かる。

特殊詐欺と警察の取組はたちごっこかもしれないが、このような映像を使った広報は効果的だと思う。

○ 委員

私も一人暮らしの高齢者に特殊詐欺電話撃退装置を勧めたいと思うが、以前、撃退装置は無料貸出というチラシを見たことがあった。

貸出期間について聞きたい。

● 生活安全課長

特殊詐欺電話撃退装置や特殊詐欺撃退装置付電話機を購入する場合、自治体における補助金制度の対象となる。

そのほか、特殊詐欺電話撃退装置については、当署で概ね3か月を目安に無料貸出を実施しており、既存の電話機に取り付けて使用していただき、良いと思えば購入してもらっている。

その場合も補助金制度の対象となる。

● 地域課長

特殊詐欺予防活動として、地域課では巡回連絡の際、高齢者世帯に立体型CR名刺を交付し、電話機の脇に置いてもらうようにしている。

CRはコミュニティー・リレーションズの略で、警察と地域住民の関係性を意味する。

○ 委員

横断歩道歩行者妨害の取締りについて聞きたいが、歩行者と車両との間に距離がある場合でも、歩行者の横断が始まったら車両は停止しなければ違反になるのか。

歩行者と車両との間に距離がある場合、横断歩道手前で停止すると後続車からクラクションを鳴らされることもある。

● 交通課長

横断歩道を渡ろうとする方がいれば、車両は停止しなければならない。

後続車からクラクションを鳴らされたとしても、惑わされずに歩行者を優先してほしい。

○ 委員

自宅近くに信号機のない横断歩道があり、歩行者妨害の取締りをしているが、取締りをしないと信号機のない交差点では車はなかなか止まらない。

私も横断歩道を横断中、車にはね飛ばされたことがある。

やはり歩行者が横断を終えるまで、車は停止すべきだと思う。

○ 委員

管内の同じ場所で速度取締りをしているのをよく見かける。

また、パトカーの巡回も多くなったように感じる。

犯罪抑止効果が期待できるので今後ともお願いしたい。

第3 所感（星公安委員）

日頃より警察行政運営に御協力いただき感謝申し上げます。

最近、信じられないような事件が県内で続いている。

管内の治安情勢について報告があったが、特殊詐欺について、警察は本当に一生懸命取り組んでいるが、なかなか減らないのが現状である。

交通違反の取締りについても、一生懸命取り組んでいただき感謝申し上げます。

横断歩道における歩行者妨害の取締りの話題があったが、宮城県は一昨年調査で、横断歩道で車両が停止しない都道府県のワースト1位になっている。

その後、広報啓発活動等を強化した結果、昨年調査では宮

城県は上位になった。

なお、横断歩道で車両が停止するベスト1位の都道府県は長野県である。

長野県では幼少期から交通安全教育が徹底されており、横断歩道の手前で車両が停止することだけでなく、横断歩道を渡る際には止まってくれた運転者にお辞儀して挨拶するように教えられている。

大和警察署管内は工業団地が多く、他の地域から住民が多く流入しているが、署長の話では、黒川地区の子供たちも横断歩道で止まってくれた車の運転者に対して、きちんと挨拶しているということだった。

今後も黒川地区の安全安心のため、引き続き警察活動に御理解と御協力をお願いしたい。